

## 消費税仕入控除税額等に関する Q & A

No.	質問	回答
1	消費税仕入控除とは何のことか。	<p>消費税は、生産などの各取引段階で重複して税がかかることのないよう、課税売上げに係る消費税から課税仕入れ等に係る消費税を控除し（仕入税額控除）、税が累積しない仕組みとなっています。</p> <p>補助金は、消費税法上、課税対象とならない特定収入となるため、補助金として受けた消費税は、事業者の課税売上げに係る消費税には含まれません。</p> <p>しかし、補助事業において支払った消費税は課税仕入れ等に係る消費税に含まれるため、補助事業者は自ら負担していない消費税について控除を受けた場合、その控除額に含まれる補助金額を返還する必要があります。（本マニュアル1ページ参照）</p> <p>なお、消費税制度に関する疑義等については、税務署や税理士等に御照会願います。</p> <p>【参考】消費税のあらまし（R3.6 国税庁） URL : <a href="https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/01.htm">https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/01.htm</a></p>
2	提出書類は何か。	<p>まず、マニュアルの2ページのフロー図（仕入控除税額フローチャート）で、返還額の有無を御確認ください。</p> <p>その上で、「返還額が0円の場合」は、マニュアル5ページを、「返還額がある場合」は、マニュアル6ページをご確認ください。</p>
3	免税事業者かどうか分からない。	税理士又はお近くの税務署にお尋ねください。
4	免税事業者の提出書類は何か。	報告書（様式第2号及び様式第6号）、返還額がないこと理由書（別紙1）に加え、消費税の免税事業者であることを税理士等が証した書類（任意様式）が提出書類です。作成の参考として（別紙3）を御活用ください。なお、担当の税理士がない場合、貴所の経理担当等の証明でも可能です。
5	特定収入とは何か。	<p>(1) 租税、(2) 補助金、(3) 交付金、(4) 寄附金、(5) 出資に対する配当金、(6) 保険金、(7) 損害賠償金、(8) 資産の譲渡等の対価に当たらない負担金、他会計からの繰入金、会費等、喜捨（きしゃ）金（お布施、戒名料、玉串料など）のことです。</p> <p>詳しくは、税理士又はお近くの税務署にお尋ねください。</p>
6	補助金返還額の計算方法や報告書様式への記載方法について教えてほしい。	<p>QAの3ページ以降をご確認ください。</p> <p>エクセル報告様式による具体的な記載例を福祉指導課ホームページで御案内していますので、ご確認ください。</p> <p>また、詳細は、税理士等にご確認ください。</p>

No.	質問	回答
7	<p>別紙4-①～③（計算書）の「6 交付金にかかる消費税等の仕入控除税額」の「(1) 交付金の使途（補助対象経費）の内訳」の合計欄が一致すべき「精算額調書」の数字とはなにか。</p>	<p>《介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金 の場合》</p> <p>交付申請時に提出いただいた各事業所ごとの（別紙様式2）「個票」に記載された＜精算内訳＞「所要額（円）」の合計欄の数字です。</p> <p>※ただし、消費税の税務申告において交付金の使途を明確にしている場合には、交付申請時に提出いただいた（別紙様式1）「申請額一覧」における各事業所ごとの「申請額（C）」の数字となります。</p> <p>《新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金》の場合</p> <p>実績報告書提出時に提出いただいた、「精算額調書（別紙3-2）」の「差引額」の合計（1C+2C+3C）です。</p> <p>※ただし、消費税の税務申告において交付金の使途を明確にしている場合には、「補助金確定額 計(1G+2G+3G)」欄の数字となります。</p>
8	<p>課税期間が2期にわたる場合は、どうしたらよいか。</p>	<p>計算書（別紙4-①、②又は③）のシートをコピーし、それぞれの課税期間について計算書を作成してください。</p> <p>報告書（様式第2号及び様式第6号）「3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等」には、2つのシートでそれぞれ計算した結果の合計額を記載してください。</p>
9	<p>消費税率が8%のものを一部購入しているがどうしたらよいか。</p>	<p>計算書（別紙4-①、②又は③）は、消費税率10%用で作成しています。計算書のシートをコピーし、計算式を消費税率8%用に修正してご利用ください。</p> <p>報告書（様式第2号及び様式第6号）「3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等」には、税率10%のシートで計算した結果と、税率8%のシートで計算した結果の合計額を記載してください。</p>

## (Q & Aの No.6 関係) 返還額の計算方法

「返還額が0円」以外の場合には、消費税等に係る仕入控除税額が発生しますので、次のとおり計算の上、県に報告してください。(※1)

「計算書」(別紙4-①～③のいずれか)により報告してください。

### ①課税売上割合が95%以上かつ課税売上高5億円以下の場合(全額控除)

$$\text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税仕入額}}{\text{補助対象経費}} \times 10/110 = \text{返還額 (円未満切捨)}$$

### ②課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超の場合

ア 一括比例配分方式を採用している場合

$$\text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税仕入額}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times 10/110 = \text{返還額 (円未満切捨)}$$

イ 個別対応方式を採用している場合

返還額A + 返還額B = 返還額

A 課税売上のみならず要する補助対象経費に使用された補助金

$$\text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税売上対応分}}{\text{補助対象経費}} \times 10/110 = \text{返還額A (円未満切捨)}$$

B 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

$$\text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち共通対応分}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times 10/110 = \text{返還額B (円未満切捨)}$$

※1 補助対象経費に課税仕入と非課税仕入が混在する場合、補助対象経費に含まれる課税仕入と非課税仕入の割合により補助金額を按分し、課税仕入に係る補助金のみを計算対象とします。

ただし、消費税の税務申告において交付金の用途を明確にしている場合には、課税仕入に使用した補助金のみを計算対象(計算式中「補助対象経費」とあるのは「補助金額」と読み替え)とします。

(Q & Aの No. 1 関係) 消費税及び地方消費税の確定申告書 (一般課税の場合)

一括比例配分方式の場合

第一表

令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

付表2

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 - )

(フリガナ) 名称又は屋号

個人番号又は法人番号

(フリガナ) 代表者氏名又は氏名

※ 一連番号 送付不要

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通達日付印 確認印

個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他

身元確認

指 導 年 月 日 相 談 区 分 1 区 分 2 区 分 3

令和 年 月 日

自 平成 年 月 日  
令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書

( 中間申告 自 平成 年 月 日  
令和 年 月 日 )  
の  
場合の  
対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千五百十億千五百十萬千五百十一円	
課税標準額	①		000
消費税額	②		00
控除過大調整税額	③		
控除対象仕入税額	④		
返還等対価に係る税額	⑤		
負担れに係る税額	⑥		
控除税額小計	⑦		
控除不足還付税額	⑧		
差引税額	⑨		00
中間納付税額	⑩		00
納付税額	⑪		00
中間納付還付税額	⑫		00
この申告書が修正申告である場合	⑬		
既確定税額	⑬		
差引納付税額	⑭		00
課税売上割合	⑮		
課税資産の譲渡等の対価の額	⑮		
資産の譲渡等の対価の額	⑯		
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税	⑰		
差引税額	⑱		00
還付額	⑲		
譲渡割額	⑳		00
中間納付譲渡割額	㉑		00
納付譲渡割額	㉒		00
中間納付還付譲渡割額	㉓		00
この申告書が修正申告である場合	㉔		
既確定譲渡割額	㉔		
差引納付譲渡割額	㉕		00
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖		

計算書の課税売上割合の計算式には、⑮(課税資産の譲渡等の対価の額)と、⑯(試算の譲渡等の対価の額)を記載してください。

控除税額の計算方法はこの欄で確認してください。

付	割賦基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	31
延	延払基準等の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	32
工	工事進行基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	33
現	現金主義会計の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	34
課	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	35
控	計算方法	<input type="radio"/>	個別対応方式	<input checked="" type="radio"/>	一括比例配分方式	41
除	税額	<input type="radio"/>	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="radio"/>	一括比例配分方式	41
税	額	<input type="radio"/>	課税売上割合95%未満	<input type="radio"/>	一括比例配分方式	41
法	以外	<input type="radio"/>	上記以外	<input type="radio"/>	全額控除	41
基	標準期間の課税売上高				千円	

第4-(2)号様式 付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 (一般)

課税期間	氏名又は名称	計	F
項	目	日税率分小計 X	税率6.21%適用分税率7.8%適用分合 計 (X+D+E)
		D	E
課税売上額(税抜き)	①		
免税売上額	②		
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③		
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④		
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤		
非課税売上額	⑥		
資産の譲渡等の対価の額(⑥+⑦)	⑦		
課税売上割合(④/⑦)	⑧		
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨		
課税仕入れに係る消費税額	⑩		
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪		
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫		
課税貨物に係る消費税額	⑬		
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑭		
課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑩+⑫)	⑮		
課税売上高が6億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額)	⑯		
課5割α	⑰		
税% 無 ⑱のうち、課税上げにのみ要するもの	⑱		
税% 税 ⑱のうち、課税上げと非課税上げに	⑲		
税% 尖 共通して要するもの	⑳		
税% 上 個別対応方式により控除する	㉑		
税% 割 課税仕入れ等の税額	㉒		
税% ⑳+㉑+㉒)	㉓		
税% 異 ⑳+㉑+㉒)	㉔		
税% 同 一括比例配分方式により控除する課税仕	㉕		
税% 割 入 等の税額 (㉓×㉕)	㉖		
税% ⑱の	㉗		
税% 課 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係	㉘		
税% 除 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉙		
税% 調 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)	㉚		
税% 整 に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉛		
税% ⑱	㉜		
税% 控 控除対象仕入税額	㉝		
税% 差 [(⑱、⑲又は⑳)の金額+㉝+㉞)がプラスの時	㉞		
税% 引 控除過大調整税額	㉟		
税% [(⑱、⑲又は㉞)の金額]+㉟+㊱)がマイナスの時	㊱		
税% 貸 貸倒回収に係る消費税額	㊲		

(Q & Aの No.7 関係) 別紙4 のチェックポイント

《介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金 の場合》

※他の方式の場合も、精算額調書とのチェックポイントは同じです。

交付決定及び確定通知書の交付確定額と一致していることを確認してください。

別紙4-③ (計算書③ 一括比例配分方式)

[ ] を入力してください。  
金額は全て「円単位」です。

1 補助事業等の名称  
介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金  
又は  
新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金

5 交付金確定額 [ ] 円

6 交付金にかかる消費税等の仕入控除税額  
(1) 交付対象経費(又は交付金)の内訳 (単位:円)

事業所名称	サービス種類	課税仕入	課税仕入			非課税仕入	合計
			課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分		
		0				0	
		0				0	
		0				0	
		0				0	
		0				0	
		0				0	
		0				0	
		0				0	
		0				0	
		0				0	
計		0	0	0	0	0	

(2) 課税売上割合

(別紙様式2)事業所・施設別個票

事業所・施設 の 状 況	フリガナ			介護保険事業所番号			
	事業所・施設の名称	[ ]					
	サービス種別			定員	人	訪問回数	回
	事業所・施設の所在地	(郵便番号 [ ] - [ ] )					
	連絡先	電話番号	[ ]	E-mail	[ ]		
	管理者の氏名	[ ]					

<積算内訳>

品目(マスク等)	所要額(円)	数量等	
		基準単価	所要額
		円	円
合計	0		

交付申請時に提出いただいた各事業所ごとの(別紙様式2)「個票」に記載された<積算内訳>「所要額(円)」の合計欄と数字が一致していることを確認してください。  
※ただし、消費税の税務申告において交付金の用途を明確にしている場合には、交付申請時に提出いただいた(別紙様式1)「申請額一覧」における各事業所ごとの「申請額(C)」と一致します。